（地域資源活用推進室及び新コンテンツ開発企画官）

第六条　観光資源課に、地域資源活用推進室及び新コンテンツ開発企画官一人を置く。

2　地域資源活用推進室は、地域の観光資源の活用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　地域資源活用推進室に室長を置く。

4　新コンテンツ開発企画官は、命を受けて、新たな観光資源の開発及び活用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十九条第五項及び第七項並びに第五十条第二項及び第四項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十六条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官）	（情報利用推進調査官及び民間予報業務監理官）
第三十条の二　情報利用推進課に、気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官一人を置く。	**第三十条の二**　情報利用推進課に、情報利用推進調査官及び民間予報業務監理官それぞれ一人を置く。
2　気象ビジネス支援企画室は、気象ビジネス（気象情報を利用した産業活動をいう。）の生産性の向上に資する取組みに対する支援に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	2　情報利用推進調査官は、民間における気象情報の利用の促進その他の民間の活動の振興に資するための気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に必要な調査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空気象管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　気象ビジネス支援企画室に、室長を置く。	（新設）
4　（略）	3　（略）
（気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官、地域気象防災推進官及び航空予報技術開発推進官）	（気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官）
第三十二条　予報課に、気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官、地域気象防災推進官及び航空予報技術開発推進官それぞれ一人を置く。	**第三十二条**　予報課に、気象防災推進室、航空予報室及びアジア太平洋気象防災センター並びに主任予報官二人を置く。
2　気象防災推進室は、災害の防止に係る気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他部、他課、アジア太平洋気象防災センター及び地域気象防災推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2　気象防災推進室は、災害の防止に係る気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他部、他課及びアジア太平洋気象防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）	3　（略）

（ニューツーリズム推進官）

第六条　観光資源課に、ニューツーリズム推進官一人を置く。

2　ニューツーリズム推進官は、観光資源の保護、育成及び開発に関する事務のうち、新たな観光旅行の分野の開拓に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）